

会議録

会議の名称	平成19年度 第2回西東京市子ども福祉審議会
開催日時	平成19年 7月 3日(火曜日) 13時 から 15時 まで
開催場所	イングビル3階 4会議室
出席者	(出席者) 森田会長、梅村副会長、猪原委員、松沢委員、古川委員、山口委員 (事務局・職員) 子育て支援部長 二谷、子育て支援課長 大川、 子ども家庭支援センター長 宮村、 子ども家庭支援センター長補佐 西谷、 子ども家庭支援センター副主幹 大田、 子育て支援課調整係長 荒木、子育て支援課調整係主事 後藤
議題	1. 審議 ・子どもの権利に関する条例の策定について 2. 講義 ・「子育て支援策と条例」：森田明美会長 3. 報告事項 ・7月1日組織改正及び人事異動の報告 4. その他 ・次回会議日程
会議資料の名称	(1) 組織改正に関する資料 (2) 子どもの権利に関する条例 他自治体の検討手法(一覧) (3) 子どもの権利に関する条例の種類 (4) 川崎市「子どもの権利に関する条例」 (5) 多治見市「子どもの権利に関する条例」 (6) 目黒区「子ども条例」 (7) 子育て支援策と条例(自治体法務研究：2007 春) (8) ユニセフ「子どもの権利条約」簡易版
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>発言者名： 発言内容</p> <p>森田会長： まず、7月1日に組織改正が行われたので、その説明と職員の紹介を事務局のほうにお願いしたい。</p> <p>二谷部長： 7月から、児童青少年部が子育て支援部となった。よろしくお願いたします。</p> <p>以下、異動職員(管理職・係長職)の紹介)</p>	

大川課長
組織改正の説明

【子育て支援部抜粋】子育て支援部はこれまで3課（子育て支援課・保育課・児童課）であったが、子育て支援課の中にあつた子ども家庭支援センターが課となり、旧の健康推進課母子保健部分を配置した（旧保健福祉部健康推進課の成人部門が市民部健康年金課へ、母子保健部門が子育て支援部に移った。）

子育て支援部は、児童・青少年以外に、母子保健や母子の自立支援に関する事務も所管し、子育て家庭への総合的な支援体制を確保していく。

宮村センター長
子ども家庭支援センター説明

このたび、子ども家庭支援センターが課となった。相談系のほか、発達支援係（現ひいらぎ）、母子保健係とともに子育て支援をさらに充実した内容で業務を実施していく。20年度4月予定している「こどもの総合支援センター」開設までは、現状の場所で係それぞれ業務を行う。今後ともよろしく願います。

森田会長

では本日の議題、子どもの権利条例の策定に入る。まず事前に送付した資料を確認し議題に入りたい。また、本日は少し時間をとり、資料(7)を使って条例と施策についてお話したい。資料(2)～(6)について事務局から説明をお願いします。

事務局

子どもの権利に関する条例についての資料(2)～(6)説明

森田会長：

資料では、代表的な自治体の策定プロセスがまとめられている。現在、策定中の自治体はかなり多いので、多様な形の取り組み状況を参考にできる。西東京市はどのようなスタンスで条例を作るのか、どんな方法で策定するのか、何よりも、条例を作りどういう事業を展開するのか、条例をどう活かしていくのかを考えていきたい。西東京市は、ワイワイプランを作り確実に実行しつつあるなかで、それを手がかりにした条例をつくりあげていくのだと思う。各自治体、次世代育成行動計画の中で条例を意識し、策定に至る場合が多い。そういう意味でも、良い策定期間なのだと思う。

前回議論したように、条例を作るときにはいろんなことを考えないといけないが、最低限、基本的な理念と作り方は、審議会で決めないといけないので、議論していきたい。

本日はまず、「子育て支援施策と条例」について話(講義)をしたいと思う。その上で、審議に入りたいがよろしいでしょうか。

各委員
賛成

森田会長

「子育て支援策と条例」について（講義）

資料(7) 子育て支援策と条例（自治体法務研究：2007 春）

講義の内容（要点）

- ・子育て支援の枠組みについて
- ・子育て支援に対する行政施策整備について
- ・自治体で条例がつくられる背景と必要性
 - (1) 子ども全般に関わる自治体施策を体系的に整備するため。
 - (2) 国や東京都の事業のみ実施する時代から、子育て支援施策における地方分権化。分権した際に国家政策を各基礎自治体がどう担うか、独自の考え方が問われるため。
 - (3) 子どもに関する部署(福祉・教育・保健他)が、総合的に関わる仕組みが必要なため。
 - (4) 次世代育成支援対策推進法が成立し、理念を統一するため。
 - (5) 自治体が子ども観を明示し、広く市民・事業者・行政職員と共有するため。
 - (6) 長(市長)が政策の1つとして掲げる。
- ・条例の種類について
 - (1) 総合条例(川崎市、多治見市、目黒区に代表される、多様な内容を総合的に含む条例)
 - (2) 原則条例(計画を推進するための原則条例(調布市が典型)。条例化し計画を確実に推進するもの。)
 - (3) 個別条例(地域の事情や財政事情、また個別に深刻な問題があり、特化して条例化するもの。武蔵野市虐待防止、川西市オンブズパーソン、防犯安全に特化した、さいたま市や奈良県など。個別条例的な要素を総合条例に含める場合も。)
- ・条例をつくる効果
 - (1) 施策を確実に実現する効果
 - (2) 施策の継続性
 - (3) 地域の関係者と子育て支援の方向性を共有できる(条例を作ることや活動を通じて、市民や関係者が子どものことを考えるようになる)。

川崎市では条例ができた後の評価活動が実施された。条例ができたことで子どもの育ちがどう変わったか、親の意識がどう変わったかが既に検証されている。調査の結果、条例を知っている市民は17%。市の条例で、市民の認知があるというのは、ほかの条例ではあるだろうか。条例を作り実行することで、確実に子どもたちの自己肯定感が変化している。また、北海道の奈井江町では、90%も知っていた。

一方で、条例作りは政治の材料に使われたりもする。せっかく原案ができて先に進まない自治体がある。ある市では、庁内組織で策定していることもあって最初のボタンの掛け違いをしてしまったようにも見える。庁内組織とは別に市民案もあって、膨大な市民案との調整が108回にも渡っているが調整しきれないという状況。5年近くの年月がかかっているが、市民組織が作った案が十分吸い上がっていない。また別の市では、市長が次世代育成支援行動計画でつくることを確認し検討しているが、最終的な市議会との調整が図れずに今の段階では策定にいたっていない。

国分寺市でも作りはじめていて、時間をかけて市民ワーキングを実施しながら取り組んでおられる。西東京市では、どのような方法でつくるのがいいか。一番大事なことは市民参加であり、そこに自治体の責務をかみ合わせながらつくることだろう。

目黒区の条例をみていただきたい。小中学生にもわかる簡単な言葉を使いながら条例を策定した。目黒区は市民と行政の協働をコンセプトにし、策定した。いわゆる車座のような大変な作業を繰り返しながら進めた。幹事会・原案プロジェクト・子どもジュニア会議等。

豊島区はシンプルです。議会ではかなり議論になったようだが策定に至っている。条例そのものは、理念や方向性を定めたもので、オンブズパーソンのような実際の事業に結びついた条例ではない。その点、多治見市は総合条例でありながら、条例の中に子ども会議の開催

やオンブズパーソン（権利擁護委員の設置）などの事業を明記している。条例のなかに事業を入れ込むということは、事業をやめる場合には、条例改正をしなければならない。その意味で、事業を確実に実施するという市の意思表示であるわけです。西東京市は理念だけにするのか、事業を入れ込むか、議論したい。

資料(8)ユニセフの子どもの権利条約（簡易版）についても、参考にしていただきたい。

以上、講義終了

以下、審議

森田会長

ではご意見をお願いします。

猪原委員

まず、条例の性格としては、総合条例を目指すのがいい。子どもの権利に関する基本理念、家庭・学校・施設・地域等、様々な場面での権利保障、参加や救済の仕組み、子ども施策の推進や検証のあり方などを含んだ、子どもの権利を総合的に保障するものであって欲しい。

また、継続性があり、今後の西東京市の施策や計画を策定する際の指針となる条例であって欲しい。そして、市民・事業者・市職員が、子どもに関わる活動をする場合の基本的な拠り所となるものと考えれば、条例の性格はますます総合条例がいい。

内容については、子どもの権利条約を活かしたものがよい。子どもの権利条約に日本(国)が批准しているのも関わらず、政策レベルにまで浸透していない。国の政策が進んでいないのなら、基礎自治体はもっと先を行くべきではないだろうか。また、総合条例のなかに盛り込む形でオンブズパーソン制度を導入する。

一番重要なことは市民参加。どの段階で参加するのか。西東京市の市民参加条例に則って実施すべきだが、（仮称）検討委員会のなかに市民を入れるだけでは十分ではない。また、子どもの意見の反映は最も重要で、ここを十分検討すべき。昨今では、自治体が条例などを作る制定過程が研究対象となっている。市民の声・子どもの声をどう参加させるか、西東京市の条例作りが今後の研究の対象に耐えうるようなものであるべき。

検討する組織について。外部委員会とした場合に、この審議会との関係性は。審議会から何人が選出していくか。市長から諮問を受けているこの審議会ですべて決めて、（仮称）検討委員会に引き継げばいいのか。

検討期間について。検討期間によって、手続きや方法もおのずと制約がでてくる。

森田会長

ありがとうございます

市長から、子ども福祉審議会に諮問を受け考えてほしいと言われているのだから、ここで本来は具体的に考えるべきだが、時間や回数の制限がある。審議会ですべて決めて、（仮称）検討委員会に渡すのがいいか。また、そこで決まった意見に対して、審議会ですべて受けとめ最終案にもっていくか。その構造を考えたい。審議会のメンバーから何人が入って、（仮称）検討委員会とのパイプ役になって審議会に報告をしてもらうのがいいか。（仮称）委員会との関係を図りながら作り上げていく。次回、案をつくって議論したい。

猪原委員

（仮称）検討委員会には、子ども福祉審議会からメンバーは入るか。それとも全く違う構成での組織になるか。

森田会長

諮問は審議会に出されていますから、まったく違うメンバーではよくないのでは。目黒区の手法がとても似ている。ほかに意見は。

梅村委員

総合条例という雰囲気は前回からあったが、私は、それだけではいけない。緊急に具体的なもの（課題に対応できる条例）が必要と言ってきた。今日の説明を聞き、総合条例・個別条例という種類の説明があったが、川崎市のように総合条例を持ちながらも、個別のオンブズパーソンをつくっている。そうではなく、多治見市のように総合条例のなかにオンブズパーソン制度を含める条例もあった。そういう意味で、総合条例にし、その中に個別の緊急な課題を含めていけばいいのだと思った。質問だが、総合条例と、施策の原則条例の違いは何か。

森田会長

2つの違いは、原則条例とは、はじめに施策が作られ、追認する形で条例がつけられているもの。調布の条例を次回に見ていただきたいと思うが、見ると、エンゼルプラン（計画）をそのまま条例化したようなもの。施策が条例化されているという。条例がはじめに議論されたのではなく、施策が先にあった。西東京市が条例を作るときには、ワイワイプランに書かれているものも含め、それ以外の子どもに関わるものを含めた形で総合条例になろう。ワイワイプランだけを条例にするのではなく、プラスの課題も含めるということ。

猪原委員

川崎市の条例内容は、非常に良い例だが、当市は昔から工業地帯、人口規模もまちの形状も、大都市だという認識も忘れてはいけない。作るだけでは意味がないので、良い例を参考にしながらも、西東京市にあった実行可能なものでなければならない。

松沢委員

これから検討していくとき、本日の講義は参考になり、流れがわかってきた。子どもの権利条約が批准されてから10年以上たつ。自治体での条例づくりは、これからという見方もできるし、10年たってもこの程度かという見方もできる。この条例への考え方は様々。長の意向で東京都では結局は作らない方向に決まった。ましてや政治的な要素や意見もあって、10年間いろんなところで議論してきているわけだが、何が一体問題となっているのか。何が大きな議論になって川崎市の場合は乗り越えられたのか、別の市では検討されたのにも関わらず制定されないのは、何が問題になっているのか。他の自治体を見るのは重要かつ参考になるが、むしろ何が問題で、乗り越えなくてはいけないのかをまとめてみるというのでは。大変な作業だが、事務局にお願いしたい。ただ、意見を求められても、話だけで終わってしまう。

森田会長

私が考えているのは、目黒区や多治見市の条例をつくる時に携わった人に、実際に聞いてみては。どの条文が問題（議論）となったのか、一度、審議会の場で学習会をやってみたらどうか。条例は焦って出来るものではない。多治見市の条例づくりに携わった荒牧教授と日程調整して、ざっくばらんな質問に答えていただく場をつくってはいかがかが、考えておく。

古川委員

私は、子どもの権利条約が批准されたとき（当時）に、なぜ、という感覚だった。当たり前だと思っていたが、様々な事件が多発するような社会背景で、こんな時代だからこそ条例

が必要なのだと、目黒区の「大人のみなさんへ」という説明文を読むと改めて感じる。市民の皆さんへ発信し、土壌をつくることから始めないと、条例作りが政治レベルの話になってしまったり、議論の方向が違ふところに行くのだから。まずは、条例が必要だという理解を深めるための努力を地道に着々と進めることが大事だ。

森田会長

そんな勉強会や啓発の企画も必要ですね。

基本的には総合条例でいくということですね。そのなかで、緊急に必要な課題を盛り込むということで。次回までに、組織をどうやってつくるか。何年でつくる予定か、原案を出して議論したい。

山口委員

子どもの意見を聞くことに関して。私たちが子どもの時代には、児童生徒の子ども会のような組織があった。現在、西東京では児童と生徒の会のような、意見交換を行う場は、あるのでしょうか。

部長

子どもたちの連合会は西東京市にはない。親の会（PTA）も西東京市は全校ではない。

古川委員

田無PTA協議会のようなものは？

部長

あるが、ただし全校ではない。

森田会長

子ども会議や子どもワーキングの実施が一番、必要であり、課題ですね。多治見市の子ども会議では、会を重ねることによくしゃべる。活発です。

古川委員

杉並区の「ゆう杉並」は、子どもが自主的に活動している場が与えられているようだが、杉並区には子どもによる審議会はあるのか。

森田会長

「ゆう杉並」は、子ども委員会があって運営されています。杉並区全体としては、条例をつくるという動きはまだ出ていない。

松沢委員

子どもに関してという大きな話になったので、そのことに関して。子ども福祉審議会で条例を審議するわけだが、審議会の担当は子育て支援課が担当。あくまで「子育て」。審議会として市長に諮問されたのだから、それなりの部門が事務局としてやるべきでは。教育委員会が入ったり、巻き込んでいけないと子育ての分野から抜け出せないのでは。

森田会長

庁内PT（プロジェクト）が立ち上がっている。取りまとめをし、審議会に意見を持ってきてもらう。次回、そのあたりの関係性も話し合いたいと思う。基本的には、庁内とパイプを持ちながら進めていく。もちろん、教育からもメンバーが入っている。この関係がわかってくると、進めやすくなる。

松沢委員

西東京市青少年問題協議会においても、毎回とても活発な議論がされている。権利条例と関連した内容が議論もされる。形はともかく、同じレベルの話が重なっているのは残念。庁内でまとめていただきたい。

森田会長

(仮称)検討委員会を立ち上げたときに、青少年からもメンバーに入れば活発になる。(仮称)検討委員会組織案を出す際に、関連する外部委員として審議委員に入るか、人選を考えていきたい。

猪原委員

子どもの権利条例は、子育て支援の枠を超える大きな問題。若干懸念していたが、配布資料には各自治体の条例検討部署は教育関係が多い。担当部署や手続き論的なところで、後の批判対象にされて困るから、整理していく必要がある。お願いしておきたい。

森田委員

この審議会では子育て支援にとどまらず、子どもの福祉を総合的に考えたい。諮問された市長の考えを理解し、現在の庁内組織での限界点はあると思うが、踏まえながら進めていく。

大川課長

次回の日程 7月31日(火曜日)

これからの審議予定ですが、こどもの権利条例のほか、議論したい課題があります。議題が決まり次第、次回の案内のときに、通知します。

森田委員

本日の会議は終了したい。

以上にて終了。